

議案第70号

交野市立保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例について

交野市立保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和2年11月27日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 令和3年4月1日より、交野市立機能支援センターを、交野市立児童発達支援センターに変更することに伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市立保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例案

交野市立保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例

交野市立保健福祉総合センター条例（平成4年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、交野市立機能支援センター」を「、交野市立児童発達支援センター」に改める。

第3条の表中「

機能支援センター（こどもゆうゆうセンター）	(1) 障害児通所支援事業のうち児童発達支援に関する事業 (2) 児童の福祉推進に関する事業
-----------------------	---

」を「

児童発達支援センター（こどもゆうゆうセンター）	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）に関する事業 (2) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）に関する事業 (3) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）に関する事業 (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第18項に規定する特定相談支援事業に関する事業 (5) 児童の福祉推進に関する事業
-------------------------	--

」に改める。

第3条の2第1項の表中「機能支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第7条の2を次のように改める。

（利用者負担額）

第7条の2 市長は、児童発達支援センター（こどもゆうゆうセンター）において、児童発達支援及び保育所等訪問支援に関する事業を行う際は、利用したものの保護者から当該事業に要した費用として、法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額を徴収するものとする。

2 市長は、児童発達支援センター（こどもゆうゆうセンター）において、障害児相談支援に関する事業を行う際は、利用したものの保護者から当該事業に要した費用として、法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額を徴収するものとする。

3 市長は、児童発達支援センター（こどもゆうゆうセンター）において、障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援に関する事業を行う際は、利用したものの保護者から当該事業に要した費用として、同法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額を徴収するものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。